

白河市パブリックコメント手続要綱

平成 21 年 3 月 31 日

白河市告示第 165 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市政への市民参画を促進し、公正で開かれた市政運営の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 本市の区域内に住所を有する者、本市の区域内に勤務し、若しくは学校に在籍する者、本市の区域内において事業活動その他の活動を行う者、法人その他の団体又はパブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者
- (2) パブリックコメント手続 市の基本的な施策等の策定に当たり、当該策定しようとする施策等を広く公表し、これに対する市民等からの意見を考慮して意思決定を行う手続
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

第 3 条 パブリックコメント手続の対象となる市の基本的な施策等（以下「施策等」という。）の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本的な施策を定める計画、個別行政分野における施策の基本計画又は指針等の策定又は改定
- (2) 次に掲げる条例の策定又は改廃
 - ア 市民生活又は事業活動に密接に関連する重要な施策又は手続を定める条例
 - イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施策等は、パブリックコメント手続を行わない。

- (1) 緊急を要するもの
- (2) 金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に関する施策等の策定等を行うとき。
- (3) 法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他のパブリックコメント手続を要しない軽微な変更を行うとき。
- (4) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による直接請求により議会提出するもの。

(施策等の案の公表等)

第4条 実施機関は、施策等を策定しようとするときは、当該施策等の意思決定前に相当の期間を設けて、当該施策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により施策等の案を公表するときは、次に掲げる事項を併せて公表するものとする。

(1) 施策等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 施策等の案を作成するに当たっての考え方

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

3 前2項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、市のホームページへの掲載の方法等により行うものとする。

(意見の提出)

第5条 実施機関は、前条第1項の規定により施策等の案を公表するときは、当該施策等の案に対する意見の提出を求める期間及び提出の方法を併せて公表するものとする。

2 前項に規定する提出を求める期間は、施策等の案の公表の日から原則として30日以上とする。

3 第1項に規定する提出の方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール、持参その他実施機関が定める方法とする。

4 意見を提出しようとする者は、氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先等を記載するものとする。

(提出意見の反映)

第6条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を十分考慮し、施策等の策定の意思決定を行うものとする。

(結果の公表等)

第7条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施して施策等の策定を行った場合は、提出された意見の概要（意見がなかった場合は、その旨）及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに施策等の案を修正したときは修正内容を遅滞なく公表しなければならない。ただし、白河市情報公開条例（平成17年白河市条例第19号）に規定する非公開情報に該当するものは除く。

2 第4条第3項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に実施機関が策定する施策等の案について適用し、この要綱の施行の際現に意思決定過程にある施策等については、適用しない。